No.114「紙製の包装用材 Version2.9」、No.118「プラスチック製品 Version2.7」、No.128「日用品 Version1.16」の部分的な改定 (No.112 「文具・事務用品 Version2.0」制定による適用範囲の変更) について

> 公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局

1. 改定の経緯、概要

6月1日付制定の「文具・事務用品 Version2.0」では、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」に基づく「環境物品等の調達の推進等に関する基本方針」の文具類 83 品目を適用範囲として完全に対応させるため、これまでエコマーク商品類型 No.114「紙製の包装用材 Version2」で適用範囲としていたクラフトテープ(紙製包装用粘着テープ)、紙ガムテープおよび梱包用ペーパバンド、同 No.118「プラスチック製品 Version2」で適用範囲としていた梱包用バンド、同 No.128「日用品 Version1」で適用範囲としていたごみ箱および缶・ボトルつぶし機(手動)(空き缶回収機器)を適用範囲とした。それを受けて、関連する現行基準の適用範囲を変更する。

2. 改定箇所

以下の商品類型における品目を適用範囲より削除する。

- エコマーク商品類型 No.114「紙製の包装用材 Version2.9」 クラフトテープ(紙製包装用粘着テープ)、紙ガムテープおよび梱包用ペーパバンド
- エコマーク商品類型 No.118「プラスチック製品 Version2.7」 梱包用バンド
- エコマーク商品類型 No.128「日用品 Version1.16」

分類 E. 清掃・収納用品、室内装飾・芸術品におけるごみ箱

分類 K. 空き缶回収機器における手動式回収機器

3. 改定日: 2015年6月1日

以上